

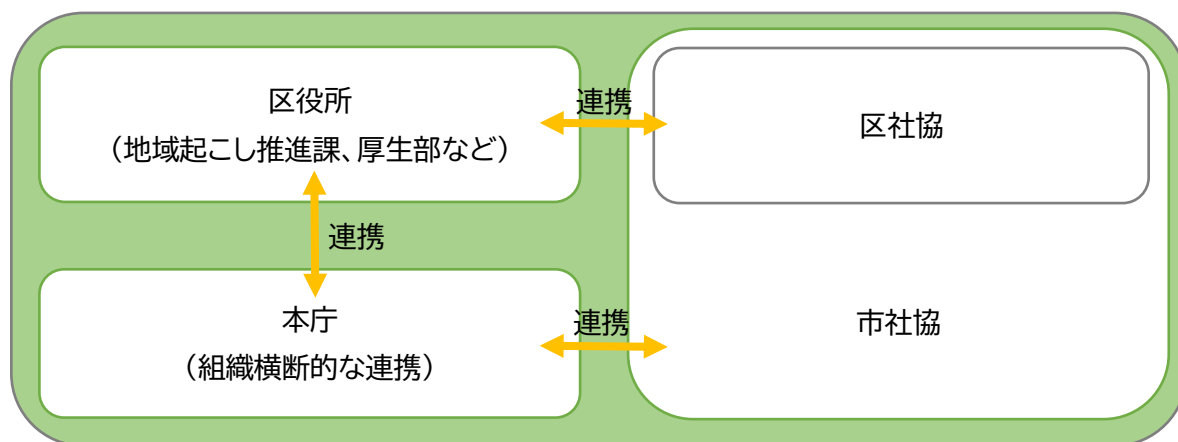
行政からの支援について

1 支援体制の構築

新たな協力体制の設立、運営に当たっては、本庁(地域活性化調整部)が中心となって、区役所の地域起こし推進課、厚生部などや、さらには、市社協、区社協が連携・協力体制をとりながら支援します。

組織横断的な連携として、危機管理、福祉、地域振興、子ども・教育などの関係部署が、共通認識の下、地域コミュニティの活性化に向けて、住民の取組や関連部署などの支援のあり方などを検討するため、庁内の関係部署による支援体制を整えます。

▼ 新たな協力体制への支援体制のイメージ



2 能動的に地域課題を把握・分析

行政は、常に社会状況を客観的に捉え、住民との対話の中で、地域ニーズや地域課題を的確に把握し、能動的に地域課題を把握・分析していきます。

<具体的な取組例>

- ・ 地域と行政との効果的な協力体制を築いていきます。
- ・ 住民と対話し、住民同士の話し合いを支援したり、積極的に地域活動に参画するなど、地域コミュニティの活性化の視点を持った職員を育成します。
- ・ 地域の人口構成など、データを分析・活用していきます。

3 柔軟な活動支援

新たな協力体制が複雑・多様化した地域課題に対応できるよう、行政は柔軟な活動支援を行っていきます。

(1) ヒトの支援

様々な立場の人が関わりながら、活動を実施できるよう、次の支援を行います。

① 新たな協力体制の設立・運営に係る支援措置

新たな協力体制を設けるに当たっては、資料作成や話し合いを円滑に進めるために、職員はもとより専門家も派遣し、積極的に支援します。

その際、町内会・自治会会費からの収入など様々な財源を会計処理する場合のお困りごとの相談には、税理士などその分野の専門家を派遣して、設立後も円滑に運営できるよう支援します。

② 地域で活動する協同労働団体の立上げ促進

地区ごとに勉強会を行うなど、協同労働の啓発強化を図り、地域の課題解決のためにその仕組みが有効であることを、住民や地域団体に対し広く浸透させます。

また、既存の協同労働団体同士が連携して、ノウハウの共有を図り、新規団体の立上げ支援を行う仕組みづくりに取り組みます。

③ 地域活動などに参加しやすい環境づくり

本市が率先し、ボランティア休暇制度の周知を図るなど、職員の地域活動への参加を促進するとともに、こうした制度が市内企業に普及するよう経済団体などに働き掛け、住民が地域活動に参加しやすい環境づくりに取り組みます。

④ 住民の郷土愛とまちづくりの当事者意識の醸成

地域への関心が低いとされている現役世代や子育て世代などの若い世代を主な対象としたワークショップを開催し、様々なプログラムを通じて地域のことを考えるきっかけづくりを行います。

また、まちぐるみ「教育の絆」プロジェクトや子どもの安全対策など地域との協働による取組を通じて、子どもたちが地域への誇りと愛着を持ち、将来のまちづくりをけん引する存在となっていくよう、学校・家庭・地域の連携・協働を推進します。

⑤ 町内会の加入促進

加入促進チラシの配付、マンション管理組合などへの協力依頼といった加入促進の取組を引き続き実施するとともに、企業との連携も視野に入れつつ町内会未加入者の年代や家族構成などを踏まえた普及啓発に新たに取り組むなど、加入促進策を進めます。

⑥ 地域と消防団員などとの関係づくり

消防団員などが地域で行われる防災訓練に参加するなど、災害時に避難情報の伝達などが円滑に行えるよう、地域住民との関わりを持つ活動を推進します。

⑦ 災害発生時の迅速かつ的確な対応を可能とする支援体制の整備

災害が発生した時にあっても、地域コミュニティを持続可能なものとしていくため、各区役所に災害時にあっては、弾力的な対応が可能となる職員を新たに配置するとともに、災害ボランティアや本市退職職員などを一時的に会計年度任用職員として任用するための仕組みを整えます。

(2) モノの支援

地域活動に必要な場を確保できるよう、次の支援を行います。

① 活動拠点運営の支援

市の遊休施設について、地域の活性化のための活用を検討するなど、地域の活動拠点の確保に向けて支援します。また、地区社会福祉協議会の活動拠点に常駐スタッフを配置する経費を補助するなど、活動拠点の運営支援を進めます。

② 地域・行政協働による災害支援

災害などによる断水時における給水拠点の設置を地域の協力事業者にお願いするなど、地域と行政が連携して応急給水などを行います。

(3) カネの支援

地域活動の継続に必要となる財源を確保できるよう、次の支援を行います。

① エリアマネジメント制度による自主財源の確保支援

身近な街区公園などで下記㉖～㉙の活動を行うなどして、得た収益を地域活動の財源とする場合、公園を利用する際の規制を緩和します。

- ㉖ 物品販売などを主目的とする営利活動
- ㉗ 自動販売機の設置
- ㉘ 公園改良

② ふるさと納税を活用した支援

持続的な団体運営に不可欠となる地域による自主財源の確保を支援するため、地域の特産品などをふるさと納税の返礼品に設定します。あわせて、集まった寄附金を地域へ還元する仕組みを導入します。

③ 空き家を活用した地域活性化の仕組みづくり

行政、NPO、専門業者などで構成する組織が空き家所有者への活用方策の提案や活用者との賃借契約を行うなど、空き家を活用する仕組みを導入します。あわせて、リノベーション(改修)に係る費用への補助制度を創設し、空き家を地域の活性化に寄与する資源として活用します。

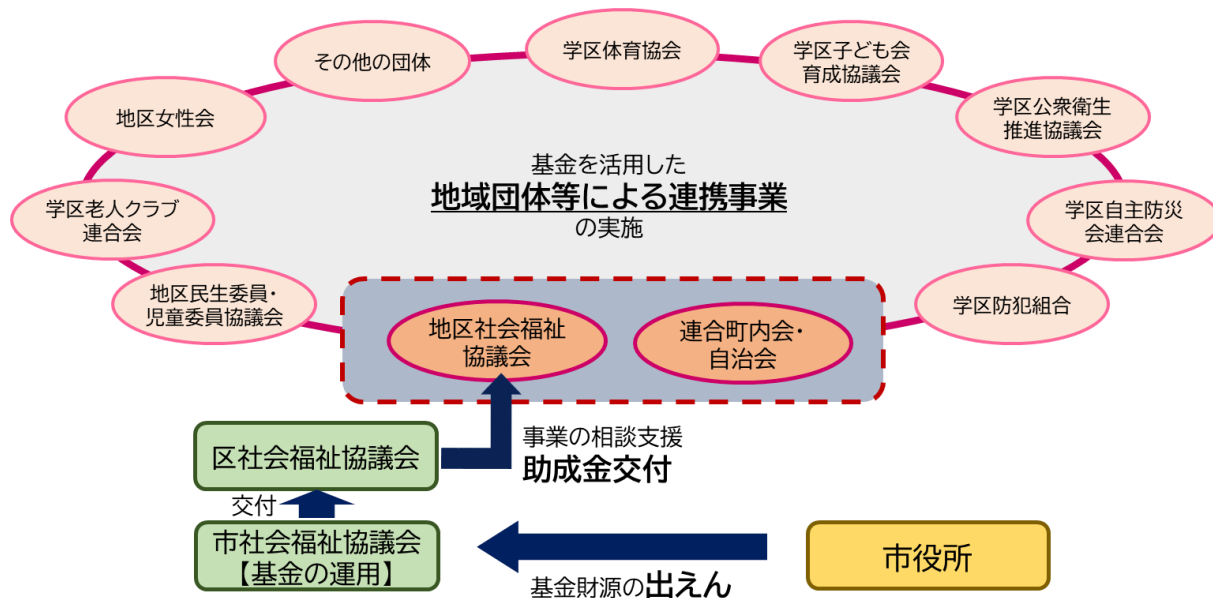
④ 地域団体連携支援基金事業費助成金

地区社会福祉協議会と他の地域団体などが連携した地域課題の解決に向けた取組に対し、助成金を交付することで、みんなでつながり支え合う安心・安全なまちづくりの推進を図っています。

<取組例>

- ・ 地域団体や地域包括支援センターなどと連携した相談窓口を開設する場合
- ・ ICT環境の新設や拡充によるオンラインを活用したサロンを開催する場合

▼ 地域団体連携支援基金事業費助成金のイメージ

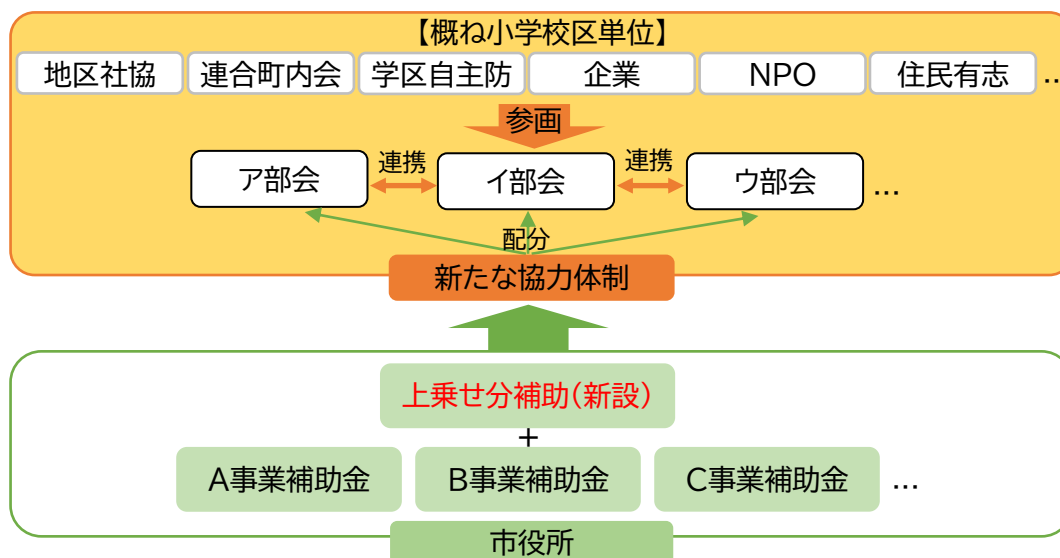


⑤ 補助制度の見直し

各所管部署からの各種地域団体に対する目的別の補助金は、使途が厳密に定められており、活用が難しいという側面があります。また、地域にとっては、補助金の申請や報告の手続きが煩雑で、負担になっているという意見もお聞きます。

このため、新たな協力体制が整った地域に対しては、各種地域団体のこれまでの活動が継続できるよう留意しながら、様々な部署から交付していた補助金を一本化した上で、さらに柔軟に地域の特性を生かした活動が展開できるよう、補助額を上乗せするなど制度の見直しを行います。

▼ 新たな補助制度のイメージ

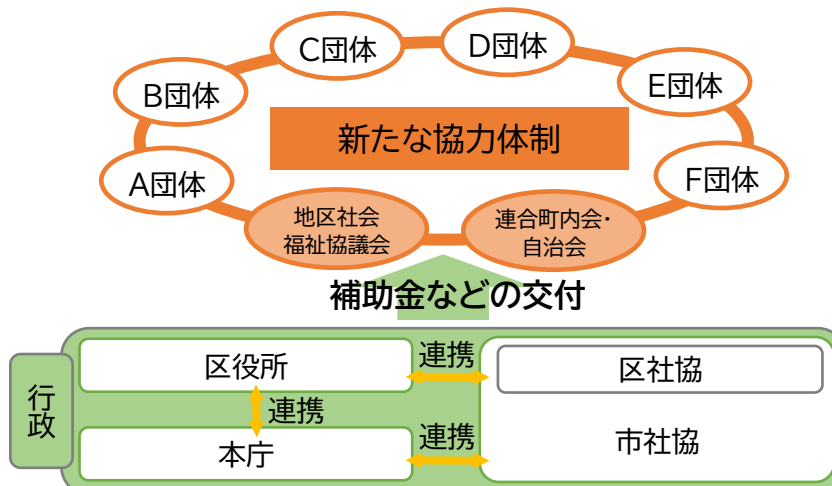


⑥ 将来的な補助金などのあり方

概ね小学校区単位の地域の実情に応じた新たな協力体制にとって、わかりやすく使いやすく、事務負担の軽減にもつながる補助金となるよう、将来的には上述の④、⑤の統合も含め、補助金などのあり方を総合的に見直します。

見直しに当たり、新たな補助金の会計処理などについて、行政がきめ細やかに支援していきます。

▼ 将来的な補助金などのイメージ



(4) デジタル化(情報)の支援

データやデジタル技術を活用し、活動内容の充実や地域特性に応じた活性化に取り組めるよう、次の支援を行います。

① 地域活動における ICT 活用の支援

地域団体の負担軽減や地域における迅速な情報伝達に資するよう、デジタル機器に不慣れな住民を支援するとともに、安全・安心にデジタル技術を活用するための、住民の意識啓発・技能向上に取り組みます。

② 情報発信の充実

若い世代を中心とした幅広い世代への情報発信を効果的に行うため、地域活動における市の公式 LINE や Facebook などの SNS の活用に取り組みます。

③ 地域におけるデータ利活用の促進

地域課題の解決に資するデータを住民へ積極的に公開します。また、行政、民間事業者、学術機関などが人流のデータなどを共有して、中心市街地の活性化に取り組みます。

④ デジタル技術などを活用した地域課題の解決の支援

災害時などの住民の避難行動をサポートするアプリの円滑な運用を図ります。また、地域が抱える様々な課題の解決に向け、新たなデジタル技術の導入や企業との共同による取組を進めます。